

施策評価の実施に関する要領

第1 趣旨

この要領は、鎌ヶ谷市行政評価実施要綱（平成18年鎌ヶ谷市告示第40号）（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、施策評価を実施するために必要な事項を定めるものとする。

なお、要綱第5条第1号に規定する事前の評価を行う場合については、当該実施計画の策定要領等において、別途必要な事項を定めるものとする。

第2 対象

施策評価を実施する施策は、次に掲げるものとする。

(1) 「基本構想」（平成12年9月28日鎌ヶ谷市議会議決）に示された「施策の基本方向」を構成する別表第1に掲げる施策

(2) (1)に掲げるもののほか、行政評価担当部長が必要と認める施策

第3 評価表の様式

評価表の様式は、別記様式のとおりとする。

第4 施策担当マネジャー

施策評価を円滑に行うため、施策担当マネジャーを置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、それぞれの担当する施策は別表第1に掲げるとおりとする。施策担当マネジャーの職務は、次に掲げるものとする。

(1) 評価表の作成。ただし、施策を構成する事務事業の所管課が単一の場合には、当該事務事業の所管課長に評価表の作成を委任することができる。

(2) 評価表の作成にあたっての調整

(3) その他施策評価に関すること

第5 評価表の提出

評価表は、施策担当マネジャーが作成・調整し、必要に応じて他の施策担当マネジャーとの協議を経た後、行政評価担当課へ提出する。

第6 評価表の調整

行政評価担当課は、施策担当マネジャーから提出を受けた評価表について、必要な調整を行う。

第7 結果の公表

施策評価の結果は、政策調整会議及び政策会議に付議し、必要な調整を図った後、市のホームページ等で公表する。

第8 結果の活用

施策評価の結果は、政策等の策定及び実施並びに予算、組織、定員管理、能力開発等へ活用するよう努める。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月3日から施行する。

別表第1

施策番号	施策	施策担当マネジャー
111	地域で支えあう福祉社会の形成	健康福祉部次長
112	いきいきとした高齢社会の形成	健康福祉部次長
113	健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	健康福祉部次長
114	社会参加に向けた障がい者（児）福祉の推進	健康福祉部次長
115	安心して暮らせる社会保障の充実	健康福祉部次長
116	健康を支える保健・医療の充実	健康福祉部次長
121	いきいきとした生涯学習の推進	生涯学習部次長
122	生涯スポーツ・レクリエーションの振興	生涯学習部次長
123	芸術・文化の振興	生涯学習部次長
131	豊かな人間性を育む幼児教育の充実	健康福祉部次長
132	生きる力を育てる義務教育の充実	生涯学習部次長
133	児童・生徒の健康と安全の確保	生涯学習部次長
134	高等教育の充実	生涯学習部次長
135	青少年の健全育成	生涯学習部次長
141	個性豊かなコミュニティづくり	市民生活部次長
142	市民生活を支える地域情報化の推進	総務企画部次長
143	男女共同参画社会づくり	市民生活部次長
144	世界と結びつく国際化の促進	総務企画部次長
211	環境保全の促進	市民生活部次長
212	循環型社会の構築	市民生活部次長
221	良好な住宅の整備	都市建設部次長
222	快適な公園・緑地環境の整備	都市建設部次長
223	うるおいのある河川・水路の整備	都市建設部次長
224	上・下水道の整備	都市建設部次長
225	環境衛生の充実	市民生活部次長
231	交通安全の推進	都市建設部次長

2 3 2	防犯対策の促進	市民生活部次長
2 3 3	防災対策の強化	市民生活部次長
2 3 4	消防力の強化	消防本部次長
3 1 1	広域交流拠点の整備	都市建設部次長
3 1 2	鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備	都市建設部次長
3 1 3	質の高い既成市街地の整備	都市建設部次長
3 1 4	鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり	都市建設部次長
3 2 1	安全でゆとりある道路の整備	都市建設部次長
3 2 2	利便性の高い公共交通体系の充実	都市建設部次長
3 3 1	都市農業の育成	市民生活部次長
3 3 2	魅力ある商業の育成	市民生活部次長
3 3 3	活力ある工業の育成	市民生活部次長
3 3 4	安心できる消費生活の推進	市民生活部次長
4 1 1	地方分権と市民参加の推進	総務企画部次長
4 1 2	効率的で健全な行財政運営の推進	総務企画部次長
4 1 3	広域行政の推進	総務企画部次長

別表第2

部局名	施策担当マネジャー
総務企画部	総務企画部次長
市民生活部	市民生活部次長
健康福祉部	健康福祉部次長
都市建設部	都市建設部次長
生涯学習部	生涯学習部次長
消防本部	消防本部次長

別記様式

鎌ヶ谷市施策評価表(事後)

施策の名称									
施策のねらい (めざす姿)									
基本目標					施策担当マネージャー				
政策					マネージャー氏名				
I 改革・改善内容(=施策をより良く実施するための方策)									
①前回の評価で掲げた内容				③改革・改善内容					
②①に基づく取組み結果				③改革・改善内容					
II 施策の目的・概要									
①目的	対象			意図(対象をどうするのか)					
②施策の概要									
③環境分析(状況変化や今後の見込み・市民意向など)									
III 事務事業の成果やコストの状況									
①平成29～30年度の施策の成果									
②施策成果指標	i	指標名称			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標値(2年度)
	ii								
	iii								
	iv								
③基本事業成果指標	i								
	ii								
	iii								
	iv								
	v								
	vi								
	vii								
	viii								
	ix								
④施策の事業費	平成29年度決算	平成30年度決算	市民一人あたり事業費(30年度決算)	令和元年度予算					
事業費(千円)			(単位:円)	0 円					
IV 評価・検討									
①課題(目的に対する現状など)									
②総合評価		③総合評価の理由							
V 今後の方向性									
①施策の方向性									
②上記方向性の説明									
③特に重点化する事務事業									